

神戸大学附属学校における人を直接の対象とする研究に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、神戸大学附属学校（附属幼稚園を含む。以下同じ。）における人を直接の対象とする研究（以下「研究」という。）について、必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 別記様式1の神戸大学附属学校における人を直接の対象とする研究の実施申請書（以下「申請書」という。）の提出があり、研究の対象となる者（神戸大学附属学校の園児、児童、生徒及び教職員とする。以下「研究対象者」という。）の在籍又は勤務する附属学校（以下「附属学校」という。）の校長（附属幼稚園にあつては園長。以下「校長」という。）が、審査の必要があると判断した場合は、附属学校に研究内容審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。なお、研究対象者が複数の附属学校に及ぶ場合は、合同の委員会を置く。

(審査)

第3条 委員会は、研究に関して、次に掲げる事項について審査するものとする。また、必要に応じて、研究計画の審査を申請し、その研究における全責任を負う者（以下「研究責任者」という。）、申請書に基づいて研究を実施する者（以下「研究実施者」という。）又はその両方に対して、研究内容についてプレゼンテーション等を課して審査することができるものとする。

- (1) 研究対象者のプライバシーの保護を始めとする人権擁護に関して、個人情報やデータの保護等十分に配慮されていること。
- (2) 研究によって生ずる研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮がされていること。
- (3) 申請書の内容が、附属学校で実施することが最も適当であり、附属学校の教育に重大な支障をきたさないこと。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 研究対象者の在籍又は勤務する附属学校の副校長（附属幼稚園にあつては、副園長。）
- (3) 研究対象者の在籍又は勤務する附属学校の研究担当教員
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 研究対象者が複数の附属学校に及ぶ場合は、校長の互選とする。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 委員は、自己の研究計画に関わる審査に参加することができない。

(申請の手続き)

第7条 研究責任者は、申請書を作成し、原則として希望する研究期間の開始2ヶ月前までに附属学校部総務・中等教育学校グループに提出しなければならない。この場合において、研究対象者からインフォームド・コンセントを得る必要があるときは、説明書、同意書等の書類を添付しなければならない。

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 2 承認、条件付承認の場合は、研究を実施することができる。ただし、条件付承認の場合は、委員会の指示に従わなければならない。
 - 3 委員長は、条件付承認、変更の勧告、不承認、非該当の場合は、その理由を付さなければならない。

(判定の通知)

第9条 委員長は、審査終了後、速やかに校長に審査の結果を報告しなければならない。

2 校長は、前項の報告に基づき、研究責任者に別記様式2の神戸大学附属学校における人を直接の対象とする研究の審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）をもって速やかに審査の結果を通知しなければならない。

3 研究対象者が複数の附属学校に及ぶ場合は、委員長を務めた校長が研究責任者に通知するものとする。
(再審査請求)

第10条 研究責任者は、審査の結果に対し異議のある場合は、研究内容を調整し審査結果通知書に記載された審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に、別記様式3の神戸大学附属学校における人を直接の対象とする研究の再審査請求書により校長に対して再審査を請求することができる。

2 再審査の請求に係る手続きは、前4条の規定を準用する。

3 再審査の請求は、1回限りとする。

(研究成果の提供)

第11条 研究を終了した者は、その成果について掲載した論文等1部を校長へ提出するとともに、説明しなければならない。

(研究の中止、研究結果の公表禁止)

第12条 校長は、研究開始前、研究実施中及び研究終了後において、研究責任者、研究実施者又はその両方が委員会の指示に従わないと判断した場合は、別記様式4の神戸大学附属学校における人を直接の対象とする研究の中止・研究結果の公表禁止通告書をもって研究責任者に研究の中止、研究結果の公表禁止又はその両方を通告することができる。

(事務)

第13条 委員会の事務は、附属学校において行う。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(平成24年3月30日)

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日)

この内規は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和4年6月6日)

この内規は、令和4年7月1日から施行する。